

水路工事自費施行承認申請書の手続き

1. 水路工事自費施行承認申請書提出（2部）について

- 1) 案内図： 地図等に申請箇所を赤で記入。
- 2) 公図写し： 公図に申請箇所を赤で記入。
- 3) 平面図： 申請地に対する自費施行位置及び延長、幅員、周辺の状況が分かるもの。
- 4) 縦断図： 現況地盤高、計画高、勾配等分かるもの。
- 5) 横断図： 現況断面に対し、どのような形とするのか。官民の境を記入。
- 6) 構造図： 農業用水路の場合は農政課と構造協議をする。
- 7) 求積図： 自費施行部分の面積が分かるもの（平面図と兼用でもよい）。
- 8) 利害関係人承諾書： 農業用水路である場合、農業委員、生産組合長の承諾を得る。また、隣地を掘削する等の行為により周辺土地に影響がある場合は、隣地土地所有者の承諾を得る。
- 9) 誓約書： 別紙様式添付

2. 水路工事自費施行承認の交付について

- 1) 承認されましたら連絡しますので、受領願います。
- 2) 承認の条件を遵守し、現場工事担当に周知徹底してください。
- 3) 申請内容に変更が生じた場合は速やかに協議してください。
- 4) 工事に着手しようとするときは、着手しようとする3日前までに水路工事等着手届を提出してください。（1部）

3. 水路自費施行工事の完了について

- 1) 工事の完了後3日以内に水路工事等完了届（1部）及び工事着手前・施工中・完了の写真を提出し、現場検査を受けてください。検査により手直しを指摘された場合は速やかに指摘内容进行处理し、再検査を受けてください。
- 2) 設置された自費施行物件については、市に帰属され維持管理します。

4. 水路工事自費施行承認の変更について

- 1) 水路工事自費施行内容を変更しようとするときは、速やかに協議願います。